

資料リスト

1 戦前までの尖閣諸島の領有経緯 ～領土編入の背景と編入後の利用

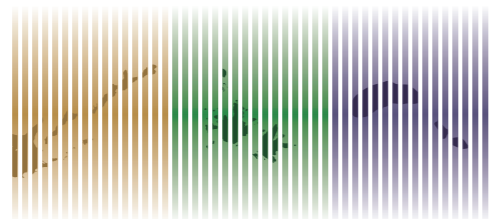
番号	内容	作成年月日	所蔵機関
資料1	航路が描かれた琉球の巻物	年代不詳	沖縄県立博物館・美術館
資料2	所轄編入の上申	1890年(明治23年)1月13日	外務省外交史料館
資料3	八重山島二係ル書類	1890年(明治23年)	沖縄県立図書館
資料4	沖縄県警察統計表 明治24年	1891年(明治24年)	国立公文書館
資料5	所轄編入、国標建設の上申	1893年(明治26年)11月2日	外務省外交史料館
資料6	内務大臣が閣議を求めた文書	1895年(明治28年)1月12日	国立公文書館
資料7	国標建設と沖縄県管轄を認める閣議決定	1895年(明治28年)1月14日	国立公文書館
資料8	沖縄県統計書 明治28年・29年	1900年(明治33年)6月28日	沖縄県立図書館
資料9	明治30年勅令第169号 [葉煙草専売法ヲ施工セサル地方指定]	1897年(明治30年)5月31日	国立公文書館
資料10	沖縄県令第49号	1906年(明治39年)編纂	那覇市歴史博物館
資料11	沖縄県令第49号(1908年3月28日改正)	1911年(明治44年)編纂	京都大学法学部図書室
資料12	官報(第2507号)	1920年(大正9年)12月	国立国会図書館
資料13	八重山郡石垣町処分調査書	1930年(昭和5年)	国立公文書館
資料14	八重山郡石垣町処分調査書	1932年(昭和7年)	国立公文書館
資料15	土地台帳(石垣市宇登野城南小島、 北小島、魚釣島、久場島)	1932年(昭和7年)以降	那覇地方務局石垣支局
資料16	官報(第2952号)	1922年(大正11年)6月6日	国立国会図書館
資料17	八重山郡大浜間切登野城村全図 「土地整理図／尖閣諸島」	1902年(明治35年)12月	石垣市教育委員会市史編集課
資料18	昭和5年度八重山郡石垣町大字登野城 字南小島字北小島処分調査野帳	1930年(昭和5年)	国立公文書館

2 米国の施政下に置かれた尖閣諸島と沖縄返還

番号	内容	作成年月日	所蔵機関
資料1	琉球米軍による永久危険区域の指定	1948年(昭和23年)4月9日	沖縄県公文書館
資料2	琉球列島における米軍政府による活動報告第1号	1946年(昭和21年)7-11月	外務省外交史料館
資料3	琉球列島・南方諸島地名集	1944年(昭和19年)11月	英国国立公文書館 (公財)日本国際問題研究所提供
資料4	米国民政府布令第68号(琉球政府章典)	1952年(昭和27年)2月29日	沖縄県公文書館
資料5	米国民政府布告第27号(琉球列島の地理的境界)	1953年(昭和28年)12月25日	沖縄県公文書館
資料6	財産取得要求告知書 石垣市	1960年(昭和35年)1月	沖縄県公文書館
資料7	ECAFE報告書	1969年(昭和44年)	ESCAP Repository

領土・主権展示館

NATIONAL MUSEUM OF
TERRITORY AND SOVEREIGNTY



島を見ると日本と世界が見えてくる。

所在地 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト1階

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html>

S e n k a k u I s l a n d s

尖閣諸島

内閣官房領土・主権対策企画調整室



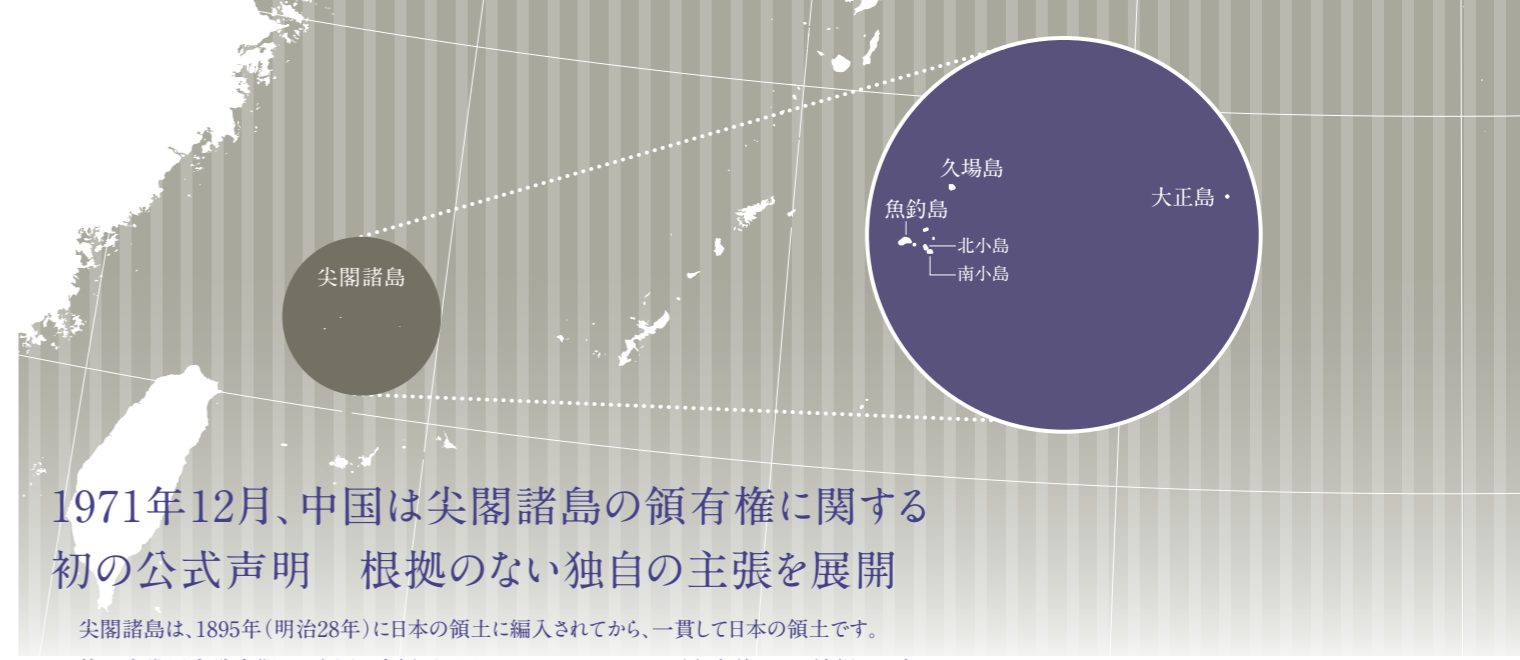
日本の基本的な立場

尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。

したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。

日本は領土を保全するために毅然としてかつ冷静に対応していきます。

日本は国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めています。



1971年12月、中国は尖閣諸島の領有権に関する初の公式声明 根拠のない独自の主張を展開

尖閣諸島は、1895年(明治28年)に日本の領土に編入されてから、一貫して日本の領土です。

第二次世界大戦末期から米軍の占領下に置かれ、サンフランシスコ平和条約により、沖縄の一部として米国の施政下に置かれてきましたが、引き続き、日本の領土として扱われました。

1971年6月に日本と米国との間で沖縄返還協定が署名され、尖閣諸島は琉球諸島及び大東諸島の一部として米国から日本に施政権が返還されることが定められた後、12月になって、中華人民共和国(中国)は、初めて尖閣諸島が中国領であるとの主張を国際的に明らかにしました。

それ以前に、中国が尖閣諸島に対する領有権を主張した記録はなく、1960年代になって、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると調査結果が明らかになったことがきっかけと見られています。

中国は、過去に一度も国家による統治の対象としたことがない尖閣諸島について、歴史的に中国領であるとする主張を行っていますが、国際法に基づく領有根拠は示されておらず、国際社会が受け入れる余地のない一方的な主張であり、日本としては、国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めています。

近年、中国は、尖閣諸島周辺において公船による領海侵入を繰り返しています。

尖閣諸島

石垣島から北170km、与那国島から北約150km、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などからなる島々の総称。沖縄県石垣市に属する。

目次

CONTENTS

1 戦前までの尖閣諸島の領有経緯 ～領土編入の背景と編入後の利用

1 尖閣諸島 ～どの国の支配も及んでいなかった無人島	3-4頁
19世紀後半まで 領土編入前の東シナ海周辺と尖閣諸島	
1885-95年 尖閣諸島の調査と行政管理の必要性の高まり	
■ 沖縄県から政府に対する上申	
■ 水産事業者の尖閣諸島への進出と管理の試行	

2 尖閣諸島の領土編入	5-6頁
1895年1月14日 閣議決定により、尖閣諸島への国標建設及び沖縄県所轄を決定	
■ 古賀辰四郎による尖閣諸島の開拓	

3 尖閣諸島の有効な支配 | 7-8頁

所轄	1895年	沖縄県所轄になる
	1897年5月31日	法の適用地域
	1902年12月3日	登野城村に編入
	1908年	八重山村の所属となる
	1920年	大正島の編入、字名を設定

国有地管理・処分	1896年	官有地貸下げ使用料の徴収
登記	1932年	土地台帳への登記
許認可	1922年6月6日	隣試掘権

2 米国の施政下に置かれた尖閣諸島と沖縄返還

1 米国の施政下の尖閣諸島	9-10頁
1945年9月 米国軍政府が沖縄の統治を開始	
1950年9月 米国民政府、琉球政府が発足	
1952年4月 サンフランシスコ平和条約が発効し、正式に沖縄が米国の施政下に置かれる	
1952年～ 琉球列島米国民政府(USCAR)の布令等の琉球の範囲に尖閣諸島が含まれる	
2 沖縄返還	11-12頁
1960年代後半 尖閣諸島への不法入域が問題化	
1969年5月 石油埋蔵の可能性を示す報告が公表される	
1971年6月17日 沖縄返還協定署名 返還地域に尖閣諸島が含まれる	
1971年12月30日 中国政府初の公式声明 尖閣諸島の領有権に関する根拠のない独自の主張	
1972年5月15日 沖縄返還協定発効	

3 我が国の領土を守る日本の取組 | 13-14頁

- 尖閣諸島周辺海域における領海警備
- 日本の領海等概念図



I 戦前までの尖閣諸島の領有経緯

領土編入の背景と編入後の利用

1 尖閣諸島〜どの国の支配も及んでいなかった無人島

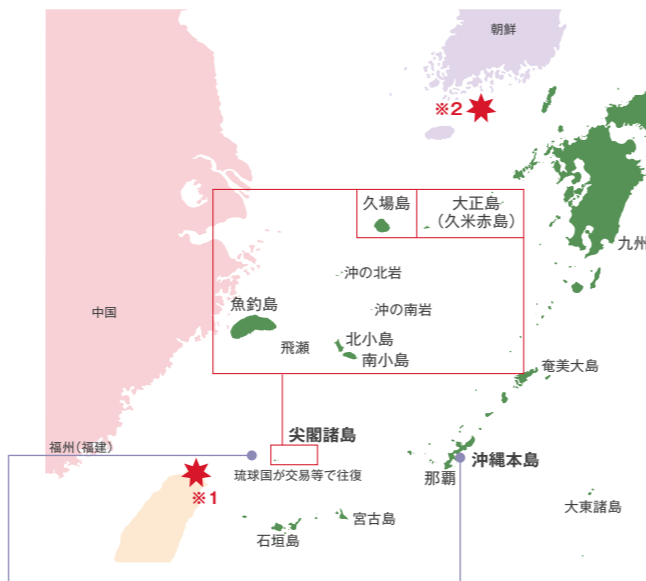
領土編入前の東シナ海周辺と尖閣諸島

19世紀後半まで、尖閣諸島は、どの国にも属さない琉球周辺の無人島でした。

1868年の明治維新後、日本は、国内では統治機構の近代化を進めるとともに、国際的には欧米列強がアジアに進出する中で、不平等条約の改正をはじめ、近代国際社会の中での地位向上に力を入れました。

東シナ海周辺情勢の複雑化とともに、明治政府にとって、尖閣諸島を含む日本周辺離島の位置づけを明確にすることは重要な課題となっていました。1880年代に入ると、清仏戦争(※1:1884-85年)や、巨文島事件の勃発(※2:1885年4月)など、欧米列強の進出とともに東アジアの緊張が高まり、その重要性が一段と高まりました。

- ※1:清仏戦争 1884年から1885年にかけて、ベトナムの宗主権を巡って清仏間で勃発した戦争。
- ※2:巨文島事件 1885年(明治18年)4月、英露が対立し朝鮮南部の離島である巨文島を英国海軍が占領した事件。



尖閣諸島の状況

尖閣諸島は、東シナ海を行き来する船に航路標識として利用され、琉球国の資料や絵図(例:資料1)に描かれるなど、古くから知られる存在でした。1819年頃には琉球王族の上陸記録が、1859年には琉球国の人物が接近して観察したという記録があります。しかし、無人島だった尖閣諸島は、1895年に日本が領土編入するまで、どこの国にも統治されたことはありませんでした。資料1

琉球の状況

江戸時代、琉球国は、薩摩藩の支配下にあり、江戸幕府は琉球国を薩摩藩の一部とみていました。一方、琉球国はまた、清国と朝貢関係を結び福州を窓口として交易を行っていました。明治維新後、1872年に琉球国は琉球藩に改められて日本への帰属が明確化され、1879年には沖縄県が設置されました。

資料1 航路が描かれた琉球の巻物

琉球国那覇港と中国福州港の間の航路が描かれた巻物(作成年代不詳)。福州港を出帆した船は、魚釣島-久場島-久米赤島(大正島)-久米島を通過して那覇港に帰港していたことが読み取れる。尖閣諸島は、明・清朝の使節の記録(冊封使録:さくほうしりく)など中国の記録にも登場するが、この図は、島の名称を記す際、上に冊封使録の呼称(例:黄尾島)、下に琉球における呼称(例:久場島)を併記している点が特徴的。魚釣島と久場島の間には5つの島が描かれており、実際の数と一致する(飛瀬、北小島、南小島、沖ノ北岩、沖ノ南岩)。



所蔵:沖縄県立博物館・美術館(渡関(とびん)航海図)



尖閣諸島の調査と行政管理の必要性の高まり

沖縄県から政府に対する上申

1885年(明治18年)9月22日-12月5日

沖縄県が尖閣諸島を調査、国標建設を上申

列強の進出を背景に、日本政府は周辺離島の監視を強化する方針を打ち出し、尖閣諸島については、沖縄県が調査を行い、国標建設の指揮を受けたいと政府に上申します。その後、沖縄県が上陸調査を行い清国の支配の形跡がないことを確認し再度、政府に国標建設について上申します。

これに対し、政府としては、国際情勢や他国との関係を勘案し、国標建設を見合わせました。

1890年(明治23年)1月13日

水産事業者取締を理由に所轄編入を上申

沖縄県知事が、政府に「水産事業者の取締の必要があるため」、改めて尖閣諸島を八重山島役所所轄とするよう上申しました。これには、水産事業者の進出が背景にあり(下)、以降、管理を試行します。資料2-4

資料2 所轄編入の上申

資料抜粋
昨令ニ至リ水産取締之必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山島役所ヨリ伺出候次第有之旁此際管下八重山島役所所轄ニ相定度此段相候也
[甲第111号]「帝国版図関係雑件」
1890年(明治23年)1月13日
所蔵:外務省外交史料館

1893年(明治26年)11月2日

沖縄県が国標建設を改めて上申

尖閣諸島への水産事業者の出漁が更に活発になり、その取締が必要だと、沖縄県は、政府に所轄編入と国標建設を再度願いました。資料5

資料5 所轄編入、国標建設の上申

資料抜粋
近來該島へ向ケ漁業等ヲ試ミル者有之取締ニモ関係不尠義ニ付去ル十八年々々上申仕候通本県ノ所轄トシ其目標建設仕度候条至急御指令ノ写相添へ此段重テ上申候也(略)
[甲第111号]「帝国版図関係雑件」
1893年(明治26年)11月2日
所蔵:外務省外交史料館

水産事業者の尖閣諸島への進出と管理の試行

- 1889年 :石垣島に水産業奨励組織「八重山島共同水産会社」設立
- 1889年末:久場島、魚釣島に同社が出漁を開始(その後も水産事業者による出漁が続く)
- 1891年末:尖閣諸島を八重山島警察署の管轄に仮編入
- 1892年 :沖縄県が、海軍省に沖縄県周辺無人島の調査を願う

離島監視強化の必要上調査が行われた尖閣諸島ですが、1889年頃から漁業者の進出が活発になっていました。そのため、暫定的な管理を模索していききました。



1890年(明治23年) 所蔵:沖縄県立図書館

資料3 八重山島二係島書類

総計78名が久場島並びに魚釣島に渡航したとあり、尖閣諸島にはこの頃すでに多くの漁夫が出漁していた。
資料抜粋
久場島并二魚釣島へ渡航シタル系滿人八總計七十八名
内訳:大有丸ヨリ三十二名、豊船ヨリ二十六名、与那国ヨリ二十名。
内申書二添へテ該島ニ於テ收穫シタル夜光貝但シ銀一個、寛永錢四枚ヲ差出シタリ。 填印



1891年(明治24年) 所蔵:国立公文書館
※資料本文中、「仮リニ」とされているのは、まだ尖閣諸島が領土編入される前であるため、正式な行政行為と位置付けていなかったことを示している。

資料4 沖縄県警察統計表 明治24年

沖縄県警察部編纂の年次報告。1891年12月に阿根久場島(尖閣諸島の呼称)を暫定的に八重山島警察署の所轄として取り扱うよう、沖縄県知事から同署に命令が出されたことが記されている。
資料抜粋
(一八九一年(明治24年))同月同日(十二月十一日) 県訓令
第四十七号ヲ以テ阿根久場島ノ警察所轄仮リニ八重山島警察署ニ付ス

中国の主張を見てみよう 中国の主張(1) 固有の領土

- 一、釣魚島は中国固有の領土である。
- (一)中国が最も早く釣魚島を発見し、命名し、利用した。
- (二)中国は釣魚島を長期的に管轄してきた。
- (三)中外の地図が釣魚島は中国に属することを表示している。

出典:中華人民共和國國務院通告(釣魚島は中国固有の領土である)(2012年9月25日)

中国は、多くの古典文書を根拠としながら主張を展開していますが、この主張における文献の解釈には、学術的観点からその信憑性に多くの疑問が呈されています。中国が挙げている上記のような主張は、尖閣諸島に対して中国が領有権を主張する上で有効な論拠といえるのか国際法上の観点から見てみます。

解説 1 「利用」としても明・清朝の使節が尖閣諸島を航路指標としただけであり、領有根拠として不十分。「発見」「命名」も同じ。

中国は、主に15世紀から18世紀の中国の文献において、尖閣諸島の中国名の島名が現れることをもって、尖閣諸島を「発見し、命名」したと主張します。また、明・清朝の使節(冊封使)が琉球国に派遣された際の記録に、琉球国に向かう途中に尖閣諸島を通り過ぎたとの記載があったことをもって、尖閣諸島を「利用した」と主張しています。しかし、本当に中国が島の発見や島の命名をしたか、また、数十年に1度派遣される中国王朝の使節が尖閣諸島を航路指標として「利用した」かは不明であり、また、それのみで領有権の主張を裏付けることにはなりません。

国際法上、領域権原を取得するためには、明確な領有の意思を持って、継続的かつ平和的に領域主権を行使していることが必要とされます。しかし、これまで中国は、自らが尖閣諸島をそのように実効的に支配していた証拠を何ら示していません。

2 「海防範囲」の意味は不明。海防に関する本の絵図に島名が書かれているだけでは領有根拠にならない。

中国は、16、17世紀の文献に、明朝の海防範囲に尖閣諸島を含めたと記述されているなどとして「長期的に管轄してきた」と主張します。しかし、中国の主張においては、そもそも「海防範囲」が何を指すかは説明されておらず、単に海防に関する本の絵図に島名が掲載されているというだけでは、領有していたことの証拠にはなりません。

3 古地図の色分けや地図に掲載されていただけでは領有根拠として不十分。

中国は、16世紀から19世紀の地図において、尖閣諸島が中国の海域に組み入れられていると主張しています。しかし、中国の海域に組み入れられているとする根拠が、地図上で中国と同じ色で表示されているといった程度にすぎず、領有根拠にはなっていません。

このとおり、中国は、国際法上有効とされる領有根拠を示しておらず、国際法を無視し、中国独自の論理によって「中国固有の領土である」と断定しています。

2 尖閣諸島の領土編入

1895年(明治28年)1月14日

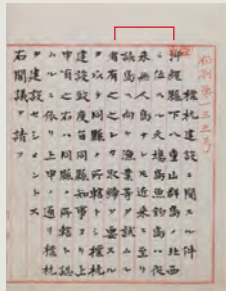
漁業者取締の必要性から、国標建設、 沖縄県所轄を閣議決定

沖縄県からの願いを受け、漁業者取締の必要性から、尖閣諸島(魚釣島、久場島)に国標建設を認め、沖縄県所轄とすることが閣議決定されました。

これにより、日本政府は、尖閣諸島を正式に領土に編入しました。

資料6-7

資料6 内務大臣が閣議を求めた文書



沖縄知事から内務大臣に宛てた1893年11月2日付の上申書への回答に際して、内務大臣が作成した閣議請議の文書(1895年1月12日付)。これまで無人島だった久場島、魚釣島について、近年漁業を試みる者があり取締を要するため、沖縄県の所轄とし標杭を建設したいとの上申があり、前記の島は同県の所轄と認められるので、上申のとおり標杭を建設させたいとして閣議を求めた。

資料抜粋
沖縄県下八重山群島ノ北西二位スル久場島魚釣島ハ從來無人島ナレドモ近來ニ至リ該島ヘ向ケ漁業ヲ試ムル者有之レカ取締ヲ要スル

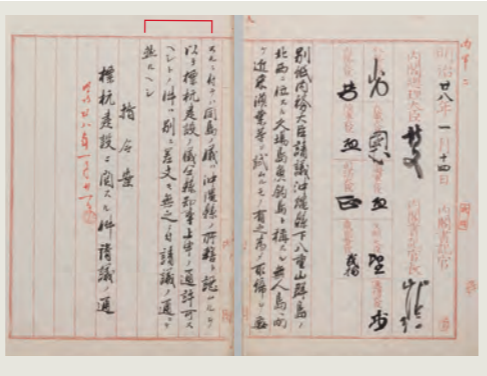
内務大臣(野村靖)「秘別第一三三号 標杭建設ニ関スル件」
【公文類聚・第19編・明治28年】
1895年(明治28年)1月12日 所蔵:国立公文書館

資料7 国標建設と沖縄県所轄を認める閣議決定

久場島、魚釣島の沖縄県への所轄編入の閣議決定文面と(1895年1月14日付)、同県への指令案の文面が記載されている。

資料抜粋
同島ノ儀ハ沖縄県ノ所轄ト認ムルヲ以テ標杭建設ノ儀同県知事上申ノ通許可スヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ

閣議決定 指令案 標杭建設ニ関スル件請議ノ通
【公文類聚・第19編・明治28年】
1895年(明治28年)1月14日
所蔵:国立公文書館



古賀辰四郎による尖閣諸島の開拓

1895年(明治28年)1月に尖閣諸島が領土編入された翌年、古賀辰四郎(福岡県出身の海産物商人)は、国有地であった4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)の無償貸与を受け、開拓に従事しました。

1897年3月、古賀辰四郎は35名の出稼労働者を尖閣諸島へ派遣し、アホウドリの羽毛採取事業と島の開拓を開始します。尖閣諸島の開拓は久場島を中心にはじまり、アホウドリの羽毛採取事業も順調に拡大していきましたが、一方で、アホウドリは激減していきました。そのため、1900年には専門家を招いて各島で調査を行うなど対策を講じます。

1900年の時点では、すでに久場島に家屋が数件建設され、南小島の北西端の砂浜付近にも、小屋や石垣が建てられていました。南小島の様

子は、次頁の写真①におさめられていますが、この写真の手前には、3艘の日本本土式の和船や、左奥には沖縄式の小舟である「サバニ」が写っており、漁業の根拠地として利用されていたことが分かります。

結局、アホウドリの羽毛事業は縮小し、古賀辰四郎は、セグロアジサシなど小型の海鳥のはく製づくりや、カツオの漁獲、カツオ節の製造などを始めました。魚釣島にはカツオ節工場が作られ(写真②)、燐(リン)鉱資源の調査に訪れた恒藤規隆氏ら一行と撮影したと思われる写真も残されています(写真③)。

1908年のこの頃、カツオ節製造事業が軌道にのり、尖閣諸島の開拓が進んでいきました。尖閣諸島各島に居住する人々は、99戸、総数248名を数えたといえます。



写真①:南小島の様子(1900年) 所蔵:国立公文書館



写真②:魚釣島カツオ節工場全景(1908年) 所蔵:国立公文書館



写真③:尖閣諸島魚釣島(1908年頃) 写真:石澤司氏提供

1895年1月14日
明治28年

国標建設を閣議決定(領土編入)
沖縄県所轄編入

1895年4月17日
明治28年

日清戦争終結
(下関条約)

1896年3月5日
明治29年

明治29年勅令13号(沖縄県郡区編制ニ関スル件)により
尖閣諸島は八重山郡に編入

中国の主張を見てみよう

中国政府の主張(2) 日本は釣魚島を窃取した

二、日本は釣魚島を窃取した。

- (一)日本は釣魚島窃取をひそかに画策した。
- (二)釣魚島は台湾島と共に日本に割譲することを強いられた。

出典:中華人民共和国國務院報道弁公室「釣魚島は中国固有の領土である」(2012年9月25日)

解説

1 1895年の領土編入に至る経過において、 日本は尖閣諸島が他国に支配されていないことを確認。

中国は、1885年、日本の政府部内の「秘密報告」において、尖閣諸島には中国名がつけられており、国の標杭を立てれば中国の「猜疑心を招く」などの考慮から「軽々しい行動に出られなかった」などと主張しています。

日本は、上記の説明のとおり、尖閣諸島を領土編入について閣議決定するために、尖閣諸島に対し他国が支配を及ぼしていないことを慎重に確認していました。

さらに、1895年の領土編入後、中国は、日本人の活動が活発化するのを認識していたものと考えられますが、その後、尖閣諸島は日本が有効に支配しています。

2 日本の領土編入(1895年1月)は下関条約締結(1895年4月)の3か月前。 尖閣諸島は、「台湾の付属島嶼」に含まれず、割譲はされていない。

中国は、日清戦争の結果として下関条約を結び、「台湾の付属島嶼」として尖閣諸島が日本に「割譲」されたと主張しています。

しかし、日清戦争が終了したのは1895年4月ですが、日本が尖閣諸島を領土編入したのはその3か月前の1895年1月であり、下関条約締結時には既に日本の領土となっていました。

また、下関条約の交渉記録などから、下関条約の「付属島嶼」に尖閣諸島が含まれていないことは明らかです。したがって、下関条約によって尖閣諸島が日本に「割譲」されたという中国の主張は誤っています。このように、尖閣諸島は、中国から「窃取」したものでも「割譲」を受けたものでもありません。

3 尖閣諸島の有効な支配

所轄

1895年(明治28年) 沖縄県所轄になる

1895年1月の閣議決定後、翌1896年には尖閣諸島(魚釣島、久場島)は八重山郡の附属島嶼と定められた。沖縄県統計書(明治28年・明治29年)にも、八重山郡の無人島として魚釣島、久場島の記載がある。

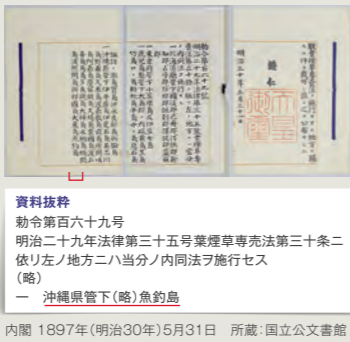
資料8 沖縄県統計書 明治28年・29年



1897年(明治30年)5月31日 法の適用地域

塩専売法や葉煙草、煙草の専売法の適用地域から魚釣島を除外。法の適用除外の対象地域として沖縄県管下における島嶼に魚釣島を明確に含めていた。

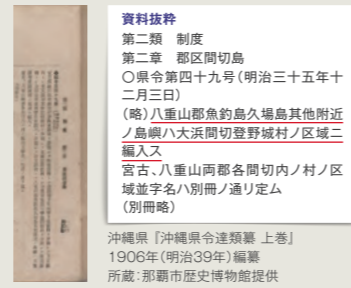
資料9 明治30年勅令第169号 [葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定]



1902年(明治35年)12月3日 登野城村に編入

八重山諸島における土地整理事業完了後、1902年末には宮古、八重山諸島における行政区画が再編され、沖縄県は、12月3日に県令第49号を告示、尖閣諸島四島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)は、八重山郡大浜間切登野城村に編入された。

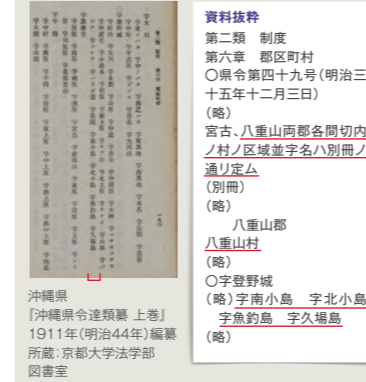
資料10 沖縄県令第49号



1908年(明治41年) 八重山村の所属となる

沖縄県への町村制の導入に伴い、1908年3月28日、沖縄県令第22号によって登野城村など四村が合併し八重山村が新設された。それに伴い、4島は同村の所属となった。

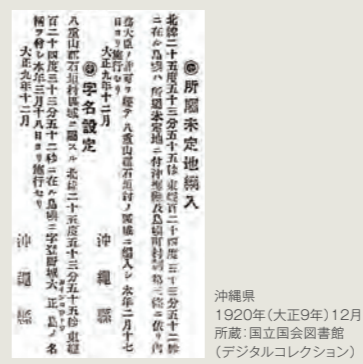
資料11 沖縄県令第22号 (1908年3月28日改正)



1920年(大正9年) 大正島の編入、字名を設定

所属未定地であった大正島が、1920年2月17日、八重山郡石垣村に編入されてその名称が付けられ、同年3月18日に字登野城の小字に編入された。

資料12 官報(第2507号)

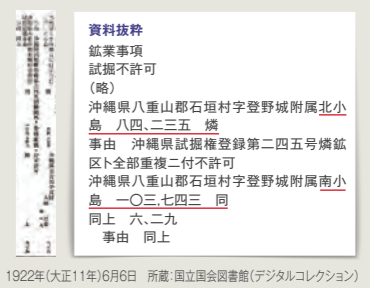


許認可

1922年(大正11年)6月6日 燐試掘権

尖閣諸島の燐(リン)鉱資源の試掘について、政府は、許認可を行っていた。『官報』には、1910年に古賀辰四郎が申請した八重山村内における燐試掘が許可されたこと、1922年に、沖縄県宮古郡の個人が申請した北小島、南小島における燐試掘が不許可になったことなどが示されている。

資料16 官報(第2952号)

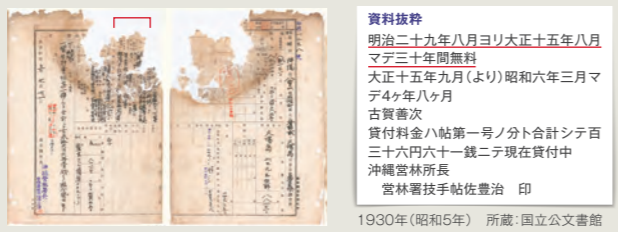


国有地管理・処分

1896年(明治29年)～ 官有地貸下げ使用料の徴収

1896年、政府は古賀辰四郎に南小島、北小島、魚釣島、久場島を30年間無償貸与した。その期限を迎えた1926年9月からは、古賀辰四郎の事業を継承した古賀善次から土地使用料を徴収した。

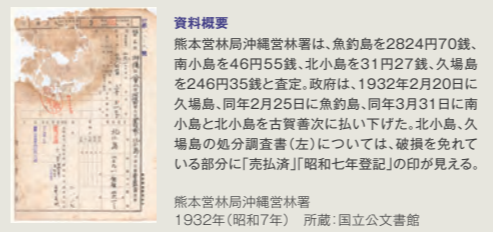
資料13 八重山郡石垣町処分調査書



1932年(昭和7年)～ 尖閣諸島4島の払下げ

1926年以降、政府は、尖閣諸島での事業を継続していた古賀善次から借地料を徴収していたが、1930年、古賀善次から尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)払下げの出願を受け、1932年に払い下げた。4島は民有地となった。

資料14 八重山郡石垣町処分調査書

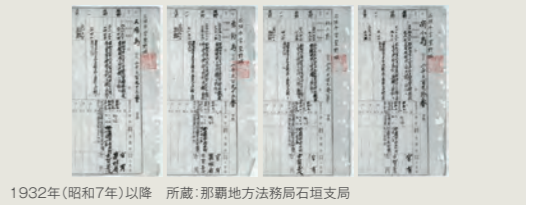


登記

1932年(昭和7年)～ 土地台帳への登記

古賀善次に払い下げられた尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)の各島は、その所有権の移転に伴い、土地台帳に登記されると共に、地租(不動産税)が設定された。

資料15 土地台帳 (石垣市字登野城南小島、北小島、魚釣島、久場島)

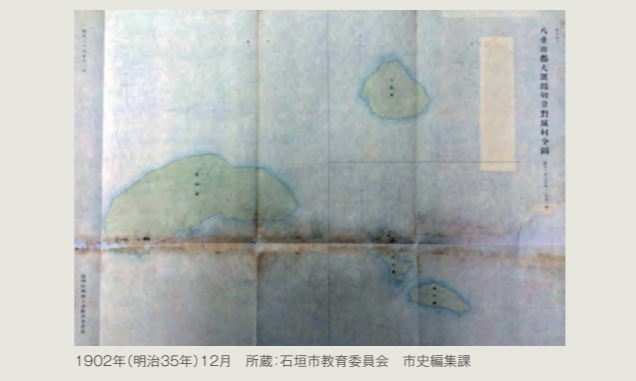


1899-1904年(明治32年-明治37年)

沖縄県が臨時土地整理事業を実施 尖閣諸島を含む八重山各島を測量し公図を作成

1879年に沖縄県が設置されてからも、行政制度の多くは琉球国時代の制度を引き継いでいました。沖縄県は、1899年から抜本的な制度改革として、土地制度の改正(土地整理事業)に着手します。この事業により、沖縄県管下の全島嶼で測量が行われ、その結果にもとづいた公図(公図:右に例)が作製されました。また、地目(土地の利用区分)も定められ、土地に関する租税制度も改正されます。尖閣諸島は、八重山郡の島嶼として測量、製図が行われ、地目は原野と定められました。

資料17 八重山郡 大浜間切登野城村全図「土地整理図/尖閣諸島」

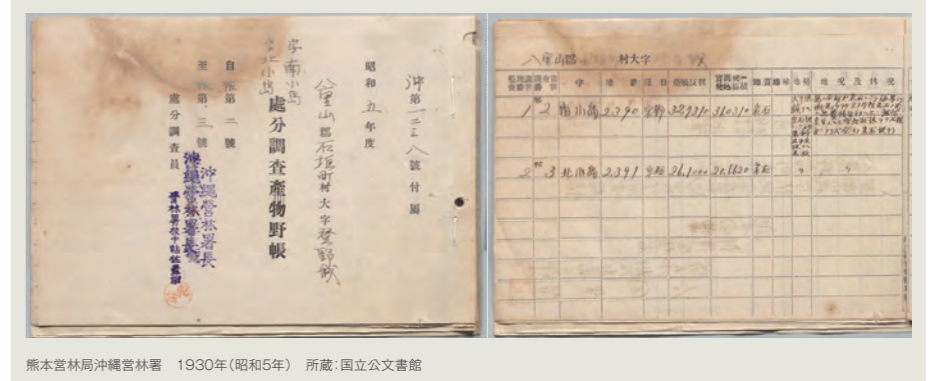


1930年(昭和5年)

古賀善次が4島の払下げを出願 沖縄営林署が土地査定のため 現地調査を実施

古賀善次からの払下出願をうけ、1930年7月、農林省山林局沖縄営林署は、尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)に署員を派遣して土地査定を実施しました。『昭和5年度 八重山郡石垣町大字登野城字南小島字北小島 処分調査野帳』(国立公文書館所蔵)には、各島の地質や林況など、調査内容が記録されています。

資料18 昭和5年度 八重山郡石垣町大字登野城 字南小島字北小島処分調査野帳



尖閣諸島が
無人島となる

1939年
昭和14年
第二次世界大戦開戦

1919年12月3日
大正8年
中国漁船遭難者を魚釣島で救助
中国政府から救助者に感謝状が送られる

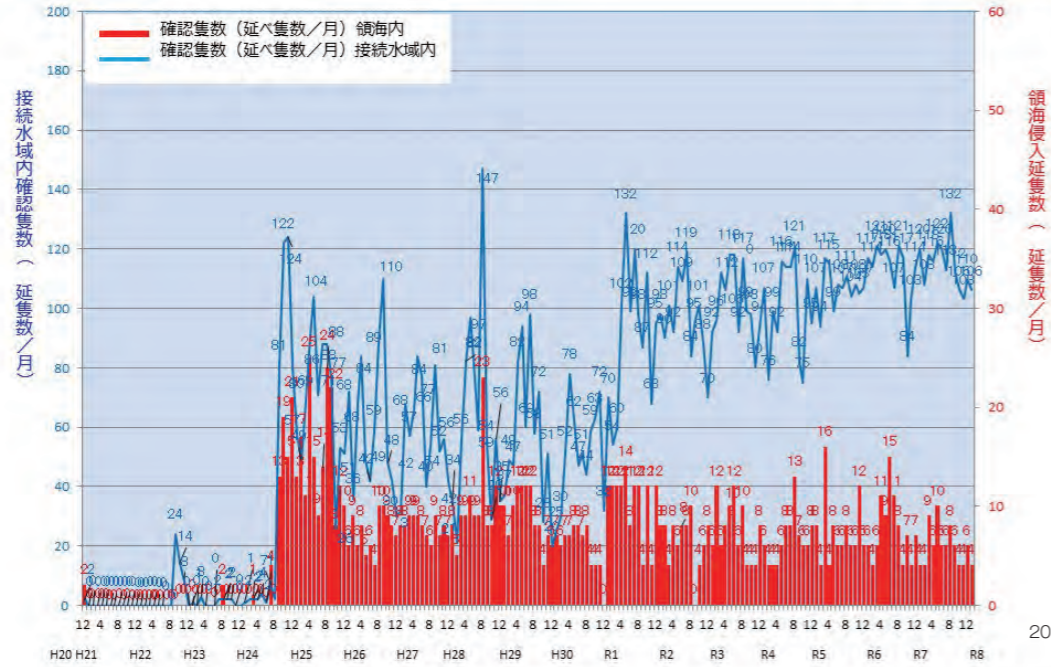
3 我が国の領土を守る日本の取組

尖閣諸島周辺海域における情勢

近年、尖閣諸島周辺の接続水域では、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、領海侵入する事案も発生しています。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警局船舶の活動は、そもそも国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要

求を繰り返し実施してきています。このような状況の中、海上保安庁では、24時間365日、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、国際法・国内法に基づき、冷静に、かつ、毅然として対応しています。

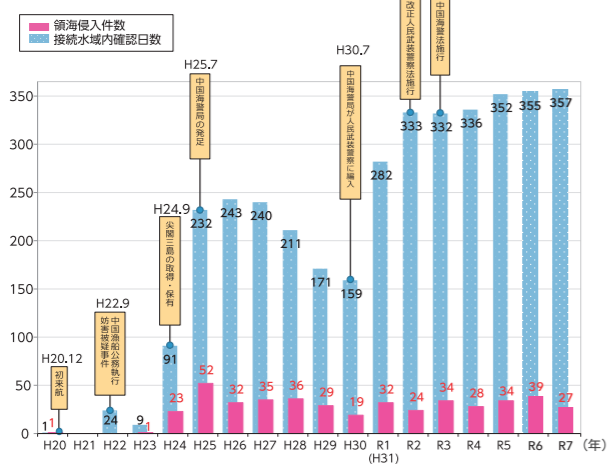
尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶等の動向



2025/1/31現在

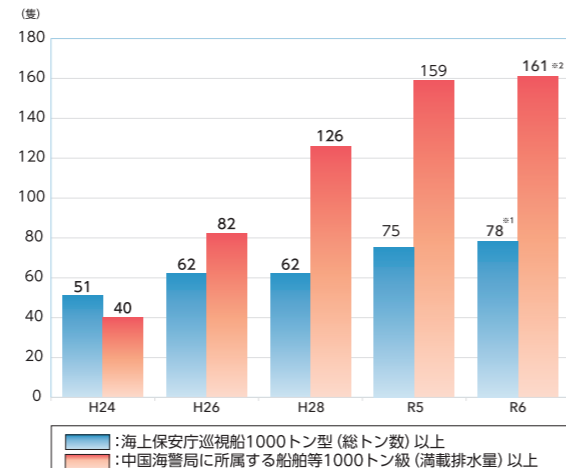
尖閣諸島周辺の接続水域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認されており、令和7年の年間確認日数は357日で、過去最多を更新しました。また、接続水域における連続確認日数については、令和6年11月19日から令和7年10月19日にかけて、過去最長の335日となりました。さらに、領海侵入事案も相次いで発生しており、令和7年3月の事案では、領海侵入時間が過去最長の92時間8分となりました。

中国海警局に所属する船舶等の年間の接続水域内確認日数



※平成21年1月から平成22年8月までの間、来航を認めていない
 ○ 最長の領海侵入時間 92 時間 8 分 (令和7年3月21日～3月24日)
 ◎ 年間最大の領海侵入件数 52 件 (平成25年)

中国海警局に所属する船舶等の勢力増強と大型化・武装化



※1 各年度末の数
 ※2 各年12月末現在の数 公開情報に基づき推定(今後、変動の可能性あり)



出典：(図表)「海上保安レポート2025」などより (画像)「海上保安レポート2022」より

尖閣諸島周辺海域をめぐる主な情勢

1895年	尖閣諸島を沖縄県に編入することを閣議決定
1969年	国連アジア極東経済委員会が尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性を指摘
1971年	中国及び台湾が「領有権」について独自の主張を開始
1977年	我が国で「領海法*」が施行 *現在の「領海及び接続水域に関する法律」
1978年4月	12日～18日、延べ357隻の中国漁船が尖閣諸島領海に侵入
1996年7月	我が国について国連海洋法条約が発効(排他的経済水域(EEZ)の設定)
1996年9月	中国海洋調査船が尖閣諸島領海に侵入
1996年10月	香港、台湾の活動家等が乗船した船舶49隻が尖閣諸島に接近うち41隻が領海侵入 活動家4名が魚釣島に上陸
2004年3月	中国の活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入 活動家7名が魚釣島に上陸
2008年12月	中国海監船2隻が尖閣諸島領海に侵入
2010年9月	尖閣諸島領海内で中国漁船による公務執行妨害等被疑事件が発生 以後、中国海監船、中国漁政船が従来以上の頻度で尖閣諸島周辺海域に接近する事案が発生
2011年8月	中国漁政船2隻が尖閣諸島領海に侵入
2012年3月	中国海監船1隻が尖閣諸島領海に侵入
2012年7月	中国漁政船4隻が尖閣諸島領海に侵入
2012年8月	香港の活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入 活動家7名が魚釣島に上陸
2012年9月	海上保安庁による尖閣三島(魚釣島、北小島、南小島)の取得・保有 以後、中国海監船、中国漁政船が尖閣諸島周辺海域に接近する事案が頻繁に発生、領海に侵入する事案も増加
2013年7月	中国海上法執行機関の再編統合 中国海警船4隻が尖閣諸島領海に侵入
2015年12月	外観上、明らかに機関砲を搭載した中国海警船1隻が尖閣諸島領海に侵入 以後、外観上明らかに機関砲を搭載した中国海警船が尖閣諸島周辺海域に接近する事案が頻繁に発生、領海に侵入する事案も増加
2016年8月	中国漁船に引き続き形で中国海警船等が繰り返し尖閣諸島領海に侵入
2017年5月	尖閣諸島領海に侵入中の中国海警船の上空において、小型無人機らしき物体1機が飛行
2018年7月	中国海警局が人民武装警察部隊(武警)に編入
2021年2月	中国海警法施行

出典：「海上保安レポート2025」より

日本の領海等概念図



2 沖縄返還

1960年代の終わり頃になると、尖閣諸島への台湾人の不法入域が問題となり、USCARと協議の上で琉球政府は取締を行います。日本本土からも調査に入ったこの頃、尖閣諸島をめぐる情勢に変化が生じていました。その変化は、沖縄返還協定(1971年6月17日署名)に向けて顕著になっていきます。それまで、尖閣諸島の領有を主張したことのなかった中国、台湾が、突如として領有権を主張しはじめました。



石垣市が建立した行政標柱と標板(1969年)

左:行政標柱(魚釣島)
右:尖閣諸島各島の名称を記載した行政標板
撮影:新納義馬氏

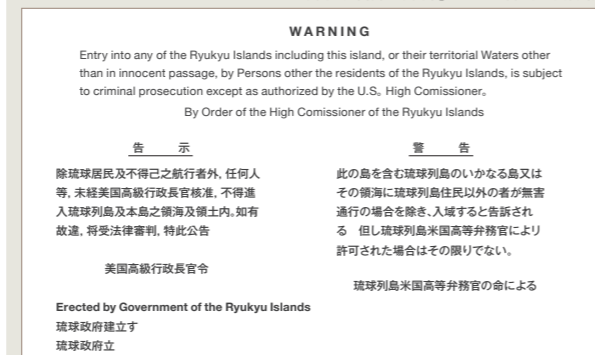


琉球政府による不法入域取締(1970年)

「尖閣列島不法入域に係る資料 1968年8月~1970年7月」
所蔵:国立公文書館



写真:「尖閣列島写真集」 所蔵:沖縄県立図書館



琉球列島米国高等弁務官名の警告板を琉球政府が設置(1970年)
1968年9月、USCARIは不法入域者への実効的な対策として、琉球政府に対し、尖閣諸島に立入るには入域許可が必要なることを知らせる警告板の設置を提案しました。警告板は、琉球政府出入管理庁により、1970年7月、尖閣諸島各島に設置されました。

1971年6月17日

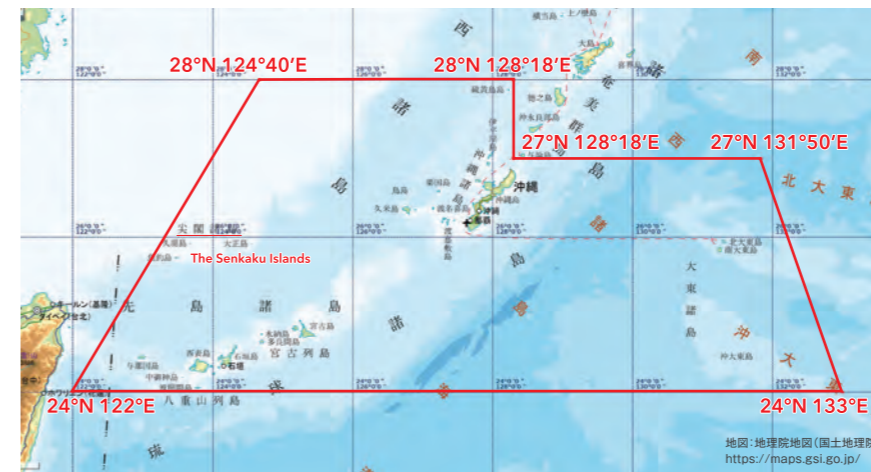
沖縄返還協定署名返還地域に尖閣諸島が含まれる

日米間で「米国との沖縄返還協定」(略称)が署名され、沖縄の施政権が日本に返還されることになりました。同協定の「合意された議事録」には、米国民政府布告第27号(1953年12月25日:資料5参照)に指定されている地域が返還対象地域として示され、尖閣諸島が含まれました(下図)。

1972年5月15日

沖縄返還協定が発効。日米地位協定に基づき、久場島、大正島を射爆撃場として提供

米国との沖縄返還協定が発効し、沖縄の施政権が日本に返還されました。米国との沖縄返還協定の際、日米地位協定に基づき、久場島、大正島は射爆撃演習場として引き続き米軍に提供されました。



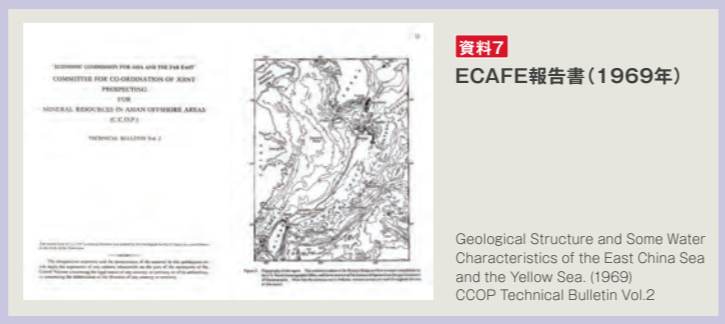
沖縄返還と同時に、海上保安庁第十一管区海上保安本部が発足し、尖閣諸島周辺海域において業務を開始、1979年には当時の沖縄開発庁が尖閣諸島において学術調査、利用開発可能性調査を行うなど、現在に至るまで継続的な管理が行われています。

1969年5月

石油埋蔵の可能性を示す報告が公表される

1969年、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の調査報告書が公表され、「石油および天然ガス賦存の可能性が最も大きいのは台湾の北東20万km²におよぶ地域である。台湾と日本との間にある大陸棚は世界で最も豊富な油田の一つとなる可能性が大きい」と指摘されました。同報告書中の地図には尖閣諸島の名称が使われましたが、中国、台湾から異議は唱えられませんでした。

資料7



資料7
ECAFE報告書(1969年)

Geological Structure and Some Water Characteristics of the East China Sea and the Yellow Sea. (1969)
CCOP Technical Bulletin Vol.2

それまで領有主張をしたことのなかった中国、台湾が、突如領有権の主張を始めました。

中国政府及び台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年秋に行われたECAFEによる調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まった1970年代以降からです。それ以前には、サンフランシスコ平和条約第3条に基づいて米国の施政権下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれている事実に対しても、何ら異議を唱えていません。

中国政府初の公式声明 中国外交部声明(抜粋:1971年12月30日)

…この協定の中で、米日両国政府は公然と釣魚島などの島嶼をその「返還区域」に組み入れている。これは、中国の領土と主権に対するおとつびらな侵犯である。…釣魚島などの島嶼は昔から中国の領土である。はやくも明代に、これらの島嶼はすでに中国の海上防衛区域の中に含まれており、それは琉球、つまり今の沖縄に属するものではなくて、中国の台湾の付属島嶼であった。…日本政府は中日甲午戦争を通じて、これらの島嶼をかすめとり…「台湾とそのすべての付属島嶼」及び澎湖列島の割譲という不平等条約-「馬関条約」に調印させた。…

1971年6月17日
昭和46年
沖縄返還協定署名

12月30日
中華人民共和國政府
外交部声明

1972年5月15日
昭和47年
沖縄返還協定発効

1978年
昭和53年
中国漁船団侵入事件

1979年
昭和54年
旧沖縄開発庁による学術調査、
利用開発可能性調査の実施

尖閣諸島の漁業と学術調査

尖閣諸島に出漁するカツオ漁船に便乗して始まった、戦後の学術調査

1950年、故高良鉄夫氏(石垣島出身、元琉球大学学長、農学博士)は、尖閣諸島に出漁するカツオ漁船に便乗して魚釣島に渡島し、同島で戦後初の学術調査を実施しました。

その後も高良氏は、1952、53、63、68年に調査団を編成して尖閣諸島の学術調査を実施し、調査には、琉球大学を中心に多くの地元研究者が参加しました。以降も、1971年に琉球大学による、また、1979年には沖縄開発庁による学術調査が実施され、アホウドリや動植物の固有種が発見されるなど、尖閣諸島に関する貴重な学術的知見が蓄積されました。



魚釣島カツオ工場跡前の石垣にてテッポウユリを採取する高良鉄夫氏
撮影:たわだしんじゅん
撮影:多和田真淳氏(1952年学術調査時)

魚釣島海岸にて漁船基本丸の乗組員と新垣秀雄氏
撮影:新垣秀雄氏(1952年学術調査時)

日本の基本的な立場

尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。

したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。

日本は領土を保全するために毅然としてかつ冷静に対応していきます。

日本は国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めています。